

## 見積り合わせに参加するにあたっての注意点

### 1 見積り合わせに参加できる方

- (1) 福山市における物品に係る競争入札（見積）参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 福山市建設工事等指名除外基準要綱（1994年（平成6年）11月17日施行）の規定に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (5) 本市に納付すべき市税の滞納がないこと。また、国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 営業するうえで法令の規定による必要な許可、認可を得ていること。

### 2 見積書の記入及び提出について

- (1) 見積書は見積書記入例を参考に消費税等を含む金額を記入して、見積仕様書一覧の左側の「番号」ごとに分けて提出してください。
- (2) 見積書には、提出年月日を記入してください。
- (3) それぞれの見積仕様書に記載してある見積書提出期限までに、持参、FAX又は郵送（郵送分は提出期限日の前日必着。）により提出してください。

### 3 ファクシミリで見積書を提出する場合の注意点

- (1) 見積書の様式は、福山市ホームページからダウンロードしたもの（入札（見積）書様式又は見積書様式（ファクシミリ送信・多品目用）、若しくは任意の様式でも可能としますが、送信サイズはA4判とし、消費税込みの単価、金額を記入してください。
- (2) 送信する見積書は、金額、商号、代表者名、印影等の確認できるものとしてください。
- (3) ファクシミリの受信は、市役所開庁日の8時30分から17時15分までとします。閉庁日、閉庁時間の受信については、責任を負いかねますので送信しないでください。
- (4) ファクシミリの送信は、必ず指定の見積書提出専用番号（084-928-1248）に送信してください。指定された番号以外へ送信されたものは受付できません。
- (5) 見積り合わせの結果落札決定した場合は、連絡しますので、事務処理の都合上、A5判の市指定の様式の見積書原本を福山市立大学事務局の発注課（総務課又は学務課）へ提出してください。